○東北地方整備局告示第２０号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成１９年２月２３日

東北地方整備局長　坪香　伸

第１　起業者の名称　福島県

第２　事業の種類

県道矢吹小野線改築工事（地域高規格道路「福島空港・あぶくま南道路」・福島県石川郡玉川村大字吉字五駄刈地内から同郡平田村大字下蓬田字空釜地内まで）並びにこれに伴う県道、町道、村道、農業用道路及び準用河川付替工事

第３　起業地

１　収用の部分

福島県石川郡玉川村大字吉字五駄刈、字中平、字遠下、字宮ノ前、字中下、字畑中、字樋場、字宮作、字境田及び字嫁田、大字南須釜字小柳作、字蔵ノ前、字越田、字横内、字鐙摺、字石川坂、字石橋、字滝作、字千五沢、字早坂、字小半弓及び字青井沢、同郡石川町大字母畑字竹ノ内、字手倉、字法昌段及び字牛沼、同郡平田村大字西山字青井沢、字草場、字煙石及び字北田並びに大字下蓬田字鹿ノ子及び字空釜地内

２　使用の部分

福島県石川郡玉川村大字吉字樋場、字境田及び字嫁田、大字南須釜字越田、字石橋、字滝作、字千五沢、字早坂、字小半弓及び字青井沢、同郡石川町大字母畑字法昌段及び字牛沼、同郡平田村大字西山字青井沢、字草場、字煙石及び字北田並びに大字下蓬田字鹿ノ子及び字空釜地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、福島県石川郡玉川村大字吉字五駄刈地内から同郡平田村大字上蓬田字横森前地内までの延長14,043ｍ区間（以下「本件区間」という。）を全体計画とする「県道矢吹小野線改築工事（地域高規格道路「福島空港・あぶくま南道路」）並びにこれに伴う県道、町道、村道、農業用道路及び準用河川付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分であり、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

本件事業のうち、「県道矢吹小野線改築工事（地域高規格道路「福島空港・あぶくま南道路」）」（以下「本体工事」という。）及び本体工事の施行に伴う県道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号の都道府県道に関する事業であり、本体工事の施行に伴う町道及び村道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号の市町村道に関する事業であり、いずれ

も法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体工事の施行に伴う農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。さらに、本体工事の施行により遮断される河川は、河川法（昭和39年法律第167号）第100条の規定により石川郡平田村長が指定したものであり、当該河川の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第２号に掲げる河川法が準用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道矢吹小野線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により福島県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により福島県が本路線の道路管理者であることから、起業者は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、福島県西白河郡矢吹町を起点とし、石川郡玉川村、同郡石川町及び同郡平田村を経て、田村郡小野町に至る延長約37.3㎞の幹線道路であり、福島県の中通り地方と浜通り地方を連絡し、沿線地域の日常生活及び社会・経済活動を支える重要な路線であるとともに、本路線の沿線に位置する「福島空港」への連絡道路としても重要な役割を担っている。

しかしながら、本路線のうち、本件区間に並行する石川郡玉川村大字南須釜字兎田地内から同郡平田村大字上蓬田字新家屋敷地内までの区間（以下「現道」という。）は、車道幅員が極端に狭小のため車両同士のすれ違いができない箇所が存するうえ、道路構造令（昭和45年政令第320号）の規定を満たさない急カーブが28箇所も存することから、車両の安全かつ円滑な通行が阻害され、幹線道路としての機能が著しく低下している。また、現道には、落石等の危険箇所が10箇所も存するほか、豪雨時に異常冠水する箇所があり、平成14年７月及び平成17年８月には、法面崩壊等によって全面通行止めになるなど、幹線道路としての信頼性が著しく低下している。

一方、「福島空港・あぶくま南道路」は、第11次道路整備五箇年計画（平成５年５月閣議決定）において整備の必要性が示された地域高規格道路に指定されており、本件事業はその一環として整備されるものである。また、２１世紀の国土のグランドデザイン（平成10年３月閣議決定）や東北開発促進計画（平成11年３月閣議決定）において、東北と首都圏の接点である福島県、茨城県及び栃木県の県際地域における交流・連携を進める交通基盤と位置付けられており、地域の連携強化、地域産業の活性化及び物流の効率化等に寄与するものと期待されている。

本件事業の完成により、落石等の危険を回避したうえで道路構造令の規定を満

たす幅員及び線形による道路が整備されることから、本件区間における本路線の信頼性及び機能が向上する。また、福島空港・あぶくま南道路の全線供用が図られ、福島空港を経由して東北縦貫自動車道弘前線と東北横断自動車道いわき新潟線とを連結する広域・高速交通ネットワークが形成されることから、地域内外の連携強化、沿線地域の社会・経済活動の活性化及び災害時における緊急輸送体制の確保等に大きく寄与するものと期待される。

なお、本件事業の施行による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、同法等に準じて、起業者が平成15年度に環境影響調査を任意で実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査その他の調査等によると、本件区間内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）により国内希少野生動植物種に指定されているオオタカが生息しているが、起業者は学識経験者等の指導により繁殖モニタリング調査を実施しており、繁殖モニタリング調査において忌避行動が確認された場合には、学識経験者等の指導・助言を受けながら保護のため適切な措置を講ずることとしている。また、レッドデータブックふくしまに掲載されているキビナワシロイチゴについては、起業者が学識経験者等の指導・助言を受けながら既に起業地外への移植を完了している。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が21箇所存在するが、起業者は福島県教育委員会との協議により記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本体工事は、本件区間における本路線の信頼性及び機能の向上を図るとともに、広域・高速交通ネットワークを形成することを主な目的として、道路構造令第１種第３級の規格に基づく２車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本体工事の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本体工事に係る施設のうち福島空港インターチェンジ、飯野三春石川インターチェンジ（仮称）及び煙石インターチェンジ（仮称）の位置については、福島空港・あぶくま南道路のうち既に供用している区間との連結並びに周辺の市街地及び幹線道路とのアクセス等を考慮すると、事業計画のとおり設置することが適切なものと認められる。

また、本件区間におけるルートについては、良好な線形の確保を重視して山間部を通過する案（以下「山間部案」という。）、現道へのアクセスを考慮して比較

的現道の周辺を通過する案（以下「現道周辺案」という。）及び概ね現道周辺案を経由して山間部案に移行する案の３案について検討が行われている。申請案である現道周辺案を他の２案と比較すると、潰れ地面積や支障家屋等の土地利用に与える影響に大差がないこと、地形改変が少ないため自然環境に与える負荷が少ないこと、盛土及び切土のバランスが良くトンネル延長も短いため施工性に優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面から総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体工事の施行に伴う県道、町道、村道、農業用道路及び準用河川の付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理性があると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は幹線道路としての機能及び信頼性が著しく低下していることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、福島空港・あぶくま南道路の沿線周辺の自治体の長からなる「主要地方道矢吹小野線（あぶくま高原道路）整備促進期成同盟会」より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所

福島県石川郡玉川村役場

福島県石川郡石川町役場

福島県石川郡平田村役場

第６　収用又は使用の手続が保留されている起業地

福島県石川郡玉川村大字南須釜字早坂、字小半弓及び字青井沢、同郡平田村大字西山字青井沢、字草場、字煙石及び字北田並びに大字下蓬田字空釜地内